

令和3年もとす広域連合議会

第1回定例会 会議録

令和3年2月 8日（月） 開会

令和3年2月18日（木） 閉会

もとす広域連合

令和3年第1回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（2月8日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○常任委員会委員の選任	4
○議案第1号より議案第8号までの一括上程、説明、質疑、委員 会付託	5
○散会の宣告	13

第 2 号（2月18日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○説明のため出席した者	16
○職務のため出席した職員	16
○開議の宣告	17
○議事日程の報告	17
○諸般の報告	17
○一般質問	17
○議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	22
○議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	26
○議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
○議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	28
○議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	30
○議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31

○議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	32
○議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○閉会の宣告	36
○署名議員	37

令和3年第1回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和3年2月8日（月曜日）午前9時18分開会

- 日程第 1 議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定
日程第 4 諸般の報告
日程第 5 常任委員会委員の選任
日程第 6 議案第 1号 もとす広域連合第5期広域計画について
日程第 7 議案第 2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 8 議案第 3号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について
日程第 9 議案第 4号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第10 議案第 5号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について
日程第11 議案第 6号 令和3年度もとす広域連合一般会計予算について
日程第12 議案第 7号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について
日程第13 議案第 8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番	馬 淵	ひろし	2番	松 野	貴 志
3番	今 木	啓一郎	4番	棚 橋	敏 明
5番	広 瀬	武 雄	6番	若 園	五 朗
7番	松 野	藤 四郎	8番	今 枝	和 子
9番	寺 町	茂	10番	臼 井	悦 子
11番	若 原	敏 郎	12番	大 西	徳三郎
13番	神 谷	巧	14番	村 木	俊 文
15番	井 野	勝 巳			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 竜 治	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	高 橋 英 明
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時18分

◎開会の宣告

○議長（若園五朗君） ただいまの出席議員は15名でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和3年第1回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若園五朗君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若園五朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議席の指定

○議長（若園五朗君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの議席のとおり指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若園五朗君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

5番 広瀬 武雄 君

12番 大西 徳三郎 君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若園五朗君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、2月1日の議会運営委員会におきまして、本日から

2月18日までの11日間にしてはどうかと決められました。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から2月18日までの11日間とすることに決定いたしました。



◎諸般の報告

○議長（若園五朗君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員の異動について報告します。

令和2年12月17日、北方町議会選出の当広域連合議会議員1名から辞職願が提出され、同日許可いたしました。これを受け、令和3年1月14日、北方町議会臨時会におきまして欠員の選挙が行われ、神谷 巧君が選出されました。

なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選任については、この後の議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。



◎常任委員会委員の選任

○議長（若園五朗君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから委員会構成名簿を配付いたします。

そのまましばらくお待ちください。

〔委員会構成名簿を配付〕

○議長（若園五朗君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議ないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選任についてはお手元に配付いたしました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより総務介護常任委員会を開催し、副委員長を決めていただきたいと思います。

開催場所については、第1委員会室において行いますので、総務介護常任委員会委員は移動をお願いします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時22分

再開 午前 9時28分

○議長（若園五朗君） 会議を再開いたします。

総務介護常任委員会の副委員長が、お手元に配付しました名簿のとおり決定いたしましたので発表いたします。

総務介護常任委員会副委員長、神谷 巧君。

以上のとおりでございます。



◎議案第1号より議案第8号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（若園五朗君） 日程第6、議案第1号 もとす広域連合第5期広域計画についてより、日程第13、議案第8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてまでを一括議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。
連合長。

○連合長（藤原 勉君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年から猛威を振っている新型コロナウイルス感染症については、いまだ収束に向かっているとは言えず、全国では昨年から6,000人以上の方がお亡くなりになられております。お亡くなりになられた方々につきましては、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、岐阜県でも感染拡大が止まらず、1月9日には岐阜県独自の非常事態宣言、13日には国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に岐阜県が指定され、2月7日までの期間も3月7日まで延長されております。引き続き、蔓延防止のための取組を継続していかなければいけないと強く思うところでございます。

今後、早期のワクチン接種が望まれるところでございますが、国は2月中旬から医療従事者、4月1日以降には高齢者、一般の方の順に実施していくとの方針です。具体的な接種時期は示されておりませんが、私たち構成市町でも、接種時期等が決定しましたら直ちに対応できるよう、現在準備を進めているところでございます。

当広域連合には多くの高齢者や子供が利用している施設の大和園や幼児療育センターがあります。引き続き職員、利用者の健康管理や衛生管理を

徹底するとともに、感染防止のための対策を実施してまいります。

それでは、令和3年度に向けて臨む定例会の開会に当たり、広域連合事業への所信について述べさせていただきます。

もとす広域連合は、構成市町住民の皆様の福祉向上と広域行政の推進に寄与することを目的に設置・運営されていることは、ご承知のことと存じます。管内の住民の安心・安全を支える事業であります介護保険事業をはじめ、老人福祉施設の大和園、療育医療施設の幼児療育センター及び休日急患診療所、そして、衛生施設のし尿処理施設などの事業の執行に当たっては、少しでも安定的な財政運営が図れるように、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な運営を目指して、地域住民の皆様の福利向上に応えるべく、引き続き努力してまいります。

まず初めに、第5期のもとす広域連合広域計画が令和3年度から始まります。今定例会でも議案として上程し、議員の皆様におかれましては慎重に審議していただき、ご承認していただきたいと考えております。地域の実態や特性を考慮し、中長期的な視点に立ち、今後の取組の方向及びそのための具体的な施策を示させていただきました。

次に、介護保険事業につきましては、第8期介護保険事業計画の初年度となり、これまでの基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を継承し、引き続き、高齢者が住み慣れたまちで生きがいを持って暮らしていけるよう、また支援が必要となってもその人らしく過ごすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を強力に進めてまいります。

次に、老人福祉施設大和園につきましては、老人福祉法に基づく養護老人ホーム運営と、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所、デイサービスなど、管内地域に密着した事業運営を展開しております。引き続き、健全な施設の管理運営に努め、充実した高齢者福祉サービスを提供してまいります。先ほども申しましたが、現在、世界や日本中で新型コロナウイルスの感染が拡大している中でありますので、職員及び利用者の健康管理を行うとともに、徹底した衛生管理に取り組んでまいります。

次に、療育医療施設幼児療育センターにつきましては、地域療育の専門機関として、小学校就学前の児童を対象とする児童発達支援事業及び相談支援事業を継続して実施しており、今後も引き続き、児童一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援や、その保護者への支援に努めてまいります。

また、休日急患診療所につきましては、日曜、祝日等における救急患者に対する診療について、もとす医師会及びもとす薬剤師会の協力を得て、地域の初期救急医療機関としての役割を果たしており、引き続き、良質かつ適切な医療サービスの提供に努めてまいります。

次に、し尿処理の衛生施設につきましては、もとす地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、施設の延命化と汚泥焼却設備の廃止に伴い汚泥処理方法の変更に係る整備を循環型社会形成推進交付金制度を活用し、令和

2年度と令和3年度の継続事業として進めております。

今後も、循環型社会の形成の推進と地域住民の快適な生活環境の確保のため取り組んでまいります。

最後に、地域住民の皆様の広域行政機関としての役割を果たすため、構成市町との連携の下、管内住民の皆様のご期待に沿えるよう、誠心誠意取り組む所存でございます。

つきましては、議員の皆様には、当連合の施策の推進に際し、引き続き、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、所信の一端を述べさせていただきました。

次に、提案説明を申し上げます。

今回、本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、広域計画の策定についてが1件、条例の改正に関する案件が1件、令和2年度補正予算に関する案件が3件、令和3年度予算に関する案件が3件の合計8件であります。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案につきまして、概要を説明させていただきます。

まず、議案第1号 もとす広域連合第5期広域計画についてでございます。

現広域計画の計画期間が令和2年度末で満了することに伴い、引き続き次期5か年の広域計画を策定することについて、地方自治法第291条の7第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

もとす広域連合第8期介護保険事業計画において、保険料基準額が確定したため、介護保険法第129条の規定により、令和3年度から令和5年度までの保険料率等の設定を行うため、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,424万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,870万3,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、休日急患診療所の利用者の減少による使用料で902万1,000円、衛生施設で行っている基幹的設備改良工事の事業費の確定により、連合債で850万円をそれぞれ減額するものです。

歳出の主なものは、総務費で委託料や借上料等の契約差金222万7,000円の減額、基金積立金を1,356万9,000円の増額、民生費では幼児療育センターの人件費等で354万1,000円の減額、衛生費では休日急患診療所の医薬材料費の減、原油の下落により衛生施設の燃料費や光熱水費の減、工事請負費等の契約差金により2,204万9,000円を減額するものでございます。

次に、議案第4号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,960万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,973万5,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、決算見込みにより国庫支出金で3,716万8,000円、支払基金交付金で978万1,000円、諸収入で266万円をそれぞれ増額するものでございます。

歳出の主なものは、保険給付費及び地域支援事業費では、各種事業の決算見込みによる予算の組替えを行い、基金積立金で4,960万8,000円の増額をするものでございます。

次に、議案第5号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,202万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,802万3,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものはサービス事業収入で、当初見込んでいた介護保険事業収入が減額となったことにより、2,139万9,000円の減額をするものでございます。

歳出の主なものは、総務費の老人福祉施設財政調整基金等で1,558万3,000円の減額、サービス事業費では、各種介護サービス事業で職員人件費等を582万3,000円の減額をするものでございます。

続きまして、議案第6号から議案第8号までは、令和3年度の新年度予算であります。当広域連合の新年度の予算総額は97億9,140万円となりました。

一般会計が9億1,170万円で全体予算額の9.3%を、介護保険特別会計が79億4,800万円で、同じく81.2%を占めます。そして、老人福祉施設特別会計は9億3,170万円で、同じく9.5%を占めるものであります。

これらの予算案につきましては、管内住民の皆様に対して健康で安心・安全な生活の確保、安定した介護保険制度の運営と良質な介護サービスの確保及び障がい者、障がい児支援施策の推進などを目指したものであります。

令和3年度の予算編成に向け、広域連合が将来にわたり持続可能な財政運営・経営を維持していくために、最少のコストで最大の効果を挙げる工夫を凝らすとともに、広域連合の主な財源の一つである組織市町負担金についても、管内住民の税金であることを念頭に予算編成に努めました。

まず、議案第6号 令和3年度もとす広域連合一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億1,170万円で、令和2年度と比べて3,440万円の増額で、増減率はプラス3.9%となっています。

一般会計は、本庁総務課関係分、療育医療施設関係分及び衛生施設関係分の3部門から編成されています。

歳入の主なものは、組織市町からの市町負担金で3億569万円、国庫支出金で1億2,690万5,000円、財政調整基金からの繰入金で8,020万8,000円、サービス事業収入の児童福祉事業収入で6,408万5,000円、連合債で2億8,290万円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費は1億1,505万8,000円、民生費は1億1,590万4,000円、衛生費は6億6,482万8,000円を計上いたしました。なお、衛生費では、令和2年度からの継続事業である衛生施設基幹的設備改良事業は、総額8億3,666万円のうち令和3年度については、4億5,367万3,000円を継続費で計上いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は79億4,800万円で、令和2年度と比べて1億7,600万円の増額で、増減率はプラス2.3%となっています。

介護保険事業は、高齢者を含めた人々の暮らしを支える地域包括ケアシステムの充実に向けた取組をするとともに、各介護サービス事業による介護保険給付費及び地域支援事業への対応に係る経費を計上いたしました。

歳入の主なものは、介護保険料収入で18億397万5,000円、介護給付費負担金をはじめとした市町負担金で12億4,647万8,000円、国庫支出金で16億3,414万円、支払基金交付金で20億2,471万4,000円、県支出金で11億1,413万2,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費の73億2,054万9,000円で、歳出総額の92.1%を占めます。また、地域支援事業費に4億2,373万5,000円、歳出総額の5.3%を計上いたしました。

最後に、議案第8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額は9億3,170万円で、令和2年度と比べて200万円の減額で、増減率はマイナス0.2%となっています。

老人福祉施設大和園は、老人福祉法に基づく養護老人ホームと、介護保険法に基づく特別養護老人ホーム、短期入所施設、デイサービスセンター、介護支援センター及び居宅介護支援事業所を抱える地域に密着した事業所であり、高齢者福祉サービスの提供を図るべく、所要額を計上いたしました。

歳入の主なものは、老人保護措置費負担金などの市町負担金1億646万8,000円、基金繰入金8,180万円、通所介護事業、施設介護事業などのサービス事業収入で6億6,280万3,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、総務費で、施設の維持管理を主体とした総務管理費に1億6,217万4,000円、民生費で養護老人ホーム及び在宅介護支援事業に1億2,961万8,000円、通所介護事業、施設介護事業などサービス事業

費に6億2,354万円を計上いたしました。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきましたが、よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（若園五郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前10時48分

○議長（若園五郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第1号 もとす広域連合第5期広域計画についてを議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第1号につきましては、内容が全ての常任委員会に関係してはいますが、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしました。2月9日から開催される各常任委員会において、それぞれの所管に属する事項について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は各常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について

てを議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務介護常任委員会に付託したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第3号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

議案第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

ただいま、議題となっております議案第3号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係し、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略すると思いましたが、2月9日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する補正予算について、協議事項としてご協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第4号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第4号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。
議案第5号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。
議案第5号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結いたします。
ただいま議題となっております議案第5号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。
よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。
議案第6号 令和3年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題とします。
議案第6号に対する質疑はありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。
よって、質疑を終結します。
議案第6号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。
ご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。
よって、議案第6号については委員会付託を省略することに決定いたしました。
ただいま、議題となっております議案第6号につきましては、内容が2つの常任委員会に関係し、議案を分割して審査することはできないため、委員会への付託は省略することとしましたが、2月9日から開催される総務介護常任委員会と療育医療衛生常任委員会において、それぞれの所管に属する予算について、協議事項として協議をお願いし、最終日の本会議において、質疑、討論、採決を行いたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第7号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題とします。

議案第7号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託します。

議案第8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託します。



◎散会の宣告

○議長（若園五朗君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

2月9日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等してあります案件につきまして審査等をお願いいたします。

なお、2月18日は午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前 10 時 57 分

令和3年第1回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和3年2月18日（木曜日）午前9時05分開議

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 一般質問 | |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | もとす広域連合第5期広域計画について |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 令和3年度もとす広域連合一般会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 8号 | 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 9号 | もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 馬 淵 ひろし | 2番 | 松 野 貴 志 |
| 3番 | 今 木 啓一郎 | 4番 | 棚 橋 敏 明 |
| 5番 | 広 瀬 武 雄 | 6番 | 若 園 五 朗 |
| 7番 | 松 野 藤 四郎 | 8番 | 今 枝 和 子 |
| 9番 | 寺 町 茂 | 10番 | 臼 井 悦 子 |
| 11番 | 若 原 敏 郎 | 12番 | 大 西 徳三郎 |
| 13番 | 神 谷 巧 | 14番 | 村 木 俊 文 |
| 15番 | 井 野 勝 巳 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	伊 藤 巧
総 務 課 長	青 木 竜 治	介 護 保 険 課 長	佐 藤 之 則
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	高 橋 英 明
療 育 医 療 施 設 長	國 井 弘 光	大 和 園 長	
		衛 生 施 設 長	伊 藤 弘 美

職務のため出席した職員

書 記 長	古 澤 秀 樹	書 記	棚 橋 美 佳 子
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 9時05分

◎開議の宣告

- 議長（若園五郎君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。
本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（若園五郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎諸般の報告

- 議長（若園五郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、広域連合長から議案第9号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。



◎一般質問

- 議長（若園五郎君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

5番、広瀬武雄君の発言を許可します。

広瀬武雄議員。

- 5番（広瀬武雄君） 議席番号5番、広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

通告に従いまして簡単にさせていただきたいと思えます。通告事項はお手元に配付の内容でございますが、指定金融機関についてを質問させていただきたいと思えます。

まず、第1点目は現在、ご存じのとおり指定金融機関は大垣共立銀行を指定していただいて、ずっと長くお願いしているところです。

- 議長（若園五郎君） 武雄議員、ちょっと待って。

〔「声が割れている」と言う人あり〕

○5番（広瀬武雄君） 失礼いたしました。

それでは、マイクを取り替えまして改めて発言させていただきます。指定金融機関についてです。現在の指定金融機関は広域連合にありましては、大垣共立銀行が指定金融機関として長年にわたりましてお世話になっているところがございますが、なぜ今、大垣共立銀行にお願いされているのか。経緯が分かりましたら、まずお伺いいたしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 会計管理者有里弘幸君。

○会計管理者（有里弘幸君） それでは、議員ご質問の現在の指定金融機関が大垣共立銀行になっている経緯について、お答えをさせていただきます。

当広域連合は平成11年6月1日に設立されました。当時は、もとす介護保険広域連合という名称で発足し、事務所は旧穂積町牛牧の本巣県事務所内に置かれ、その会計事務処理は旧穂積町の会計課に委託をされておりました。

その後、平成12年10月に旧真正町宗慶に開設されたもとす合同庁舎に移転をしていますが、会計事務はそのまま旧穂積町の会計で行っていました。

このように会計事務は、旧穂積町の会計に委託されていたことにより指定金融機関も同様の大垣共立銀行とし、平成11年7月の第1回広域連合議会の議決を得て指定金融機関となりました。

その後、平成23年に会計事務処理をもとす広域連合に移行する際にも、もとす広域連合指定金融機関に関する契約書第3条にある広域連合本庁への金融機関の事務員の派出等について、調整、検討された結果、引き続き指定金融機関は大垣共立銀行とされ今に至っております。

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○5番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いわゆる穂積町時代から、そのままずっと引き続き何ら検討をされずに、これまで至っているというような内容ではなかったかと理解しているところでございます。

それはそれといたしまして、昨今、確かに各金融機関が指定金融機関そのものに対する魅力を感じなくなった時代になりました。昭和39年頃から指定金融機関制度が導入された頃につきましては、景気も非常によく、預金を集めればそれを運用して金融機関も利益が得られるという非常にメリットのある内容でございましたので、地方公共団体に対して各金融機関は指定金をやらせていただきたいという申出を盛んにした時代がありました。

しかしながら、ご存じのとおり今の時代は逆に極端ですが、預金が要らないという時代になりまして、預金そのものが増えたとしても、マイナス金利で日銀に手数料を取られてしまうというような時代に変化いたしました。したがって手を挙げてくる金融機関がほとんどないと、こういうことでございまして、2番目に通告をさせていただきました交替制という

意味につきましては、なかなか難しい点もあるかも知れませんが、現在、例えば県内のいわゆる地方公共団体を見ましても、21市中12市が交替制を取り入れております。約60%ぐらいですね。それから市以外の町につきましては、お隣の北方町をはじめ神戸町とか揖斐川町とか川辺町とか、いろいろなところが交替制を導入しているということがございまして、1行主義でいくのか交替制でいくのかは、それぞれのメリット、デメリットがありますものの、やはり今の金融機関が指定金をやる気がないなら、今の金融機関がやってくれていれば、それでいいんじゃないかという考え方も一つあります。

しかしながら本当は金融機関が手を挙げてこないんだけど、打診があればやってもいいというような金融機関は、多分複数現れると思います。もちろんその中には条件的に基本手数料を設けるとか、人件費をただにするとか等々のいろいろな諸条件が出てまいりまして、今の金融機関との比較、検討ができることになろうかと思えます。

したがって受身体制ではなく、積極的に能動的に交替制にすることもどうか、また大垣共立銀行を含めて交替制の1行として、一つの金融機関として検討するのはどうかというような対応をされるとするならば、多分条件次第では出てくるのではないかなと思います。もちろん1行でもいいのですが、やはり交替制にすることによって、金融機関同士切磋琢磨して、結果的に広域連合にプラスになると考えます。目に見えない部分でプラスになるということから、1行制より交替制にさせていただくことがベターではないかなと思いつつながら質問をさせていただき次第でございしますが、その辺のところのお考え方、ご答弁をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 会計管理者有里弘幸君。

○会計管理者（有里弘幸君） 指定金融機関の交替制についてのご質問にお答えをします。

現状の大垣共立銀行とのもとす広域連合指定金融機関に関する契約書がありますが、第10条に、この契約期限満了前に契約当事者の一方から別段の意思表示をしないときはさらに1年間存続するものとし、以降においても同様とするとあります。

現状において、指定金融機関大垣共立銀行については事故等変更につながる事象もない状況でありますので、引き続き指定金融機関をお願いしていくところであります。

ただ、これまでも、また今後についても、他の金融機関より指定金融機関への希望があった場合については、構成3市町の指定金融機関の状況も踏まえた上で、検討していきたいという考えに変わりがあるものではありませんので、ご理解を願います。

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○5番（広瀬武雄君） 分かりました。

いわゆる今のままでいいんだというような考え方ではないかと思えます

が、一方、向こうからの希望があれば、交替制についても考えていってもいいんじゃないかというようなご答弁だったと思われます。

それはそれとしまして、そのような考え方であれば今後も続行していただきまして、先ほど申しましたように向こうから来るならばということではなく、例えばこちらからも一步打診してみてもどうかというのが私の提案でございます。従来、官が民を圧迫してきたということがよくありますが、やはり昨今は先ほど申し上げましたような経済状況でございますので、あまりにも条件が厳しいと指定金融機関といえども逃げてしまう。昨今の都市銀行の動きが顕著でございます、三菱UFJとか住友あたりは指定金から逃れたくてしょうがないということで、ほとんど指定金から外れているという現状でございます。

そのような考え方に立ちますと、現在、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、それぞれの金融機関にお願いをしているところでありまして、方が一指定金もう辞めますというような申出があったときには、当然緊急的に指定代理金融機関になるわけでございますが、先ほど来申し上げておりますように、交替制であれば一方の金融機関に、ぜひ臨時的にでもお願いしたいというような対応もできてリスク管理も十分できるので、交替制がいいかなと思います。もちろん交替制の中でも大垣共立銀行を含めて、もう1行か2行を入れた交替制という前提で、今後もいろんな形でお考えをいただくことをお願いしたいし、期待したいと思っております。

ところで関連でございますが、地方自治法施行令によりますと、第168条の2によりますと、指定金融機関は地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならないということになっておりますが、この担保は提供されているかどうか確認したいと同時に、その担保されたものはどのように処理されているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（若園五朗君） 会計管理者有里弘幸君。

○会計管理者（有里弘幸君） 今のご質問ですが、担保につきましては先ほどから出ています、もとす広域連合の指定金融機関に関する契約書の中に記載があります。担保につきましては、今、大垣共立銀行のほうから1,000万円という形で担保を取らせていただいております。今ご指摘あったように、指定代理金融機関であります十六銀行のほうで、そのお金のほうについては管理をさせていただいております。

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○5番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

他の市町について申し上げる予定はありませんでしたが、先ほど来のご答弁ですと契約書に従ってやっているということでございます。例えば一つの事例としまして瑞穂市におきます指定金につきましては、合併協議会の中において調整方針として取りあえず指定金を大垣共立銀行にし、その後、追加事項として他の金融機関も対象に含め検討するというような項目がありまして、現在瑞穂市のそれらを含めまして総務委員会で継続審査と

して対応しているところではあります。広域連合としましても先ほど来のご答弁によりますと、契約に基づいてのことではございますものの、3年ごとに見直すとか、あるいは4年ごとに見直すとかというような、いわゆる契約書とは違った段階でそういうことをおやりになるつもりはあるのかないのか。また、指定金につきましては議会の承認が必要でございますので、その都度そういうことを検討して議会にかけていくというものもある程度必要ではないかと思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（若園五朗君） 会計管理者有里弘幸君。

○会計管理者（有里弘幸君） 例えば3年ごとの見直しをするといったことですが、先ほど答弁をさせていただいたとおり大垣共立銀行、今現在事故等もなく変更に値するような事象もないので、今まで続いてきたという部分もありますので、ご理解をいただきたいと思うのですが、今のところ3年ごとなど、そういう見直しというものについては考えていない状況であります。

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○5番（広瀬武雄君） 分かりました。

ニュアンスが若干違いますが、銀行を見直すという見直しと、それから制度を見直すという見直しの2つに分かれると思います。だから先ほど来申し上げておりますように、1行的な主義でいくのか交替制でいくのかを見直すことを、3年ごととか5年ごとにご検討をいただくというようなことも含めての質問ということで解釈いただけたらと思うのですが、もう一度その辺のところをお願いしたいと思います。

○議長（若園五朗君） 会計管理者有里弘幸君。

○会計管理者（有里弘幸君） 制度的なものとしてというお話ですが、例えば指定金融機関のほうでいろいろと今後、条件等が変わってくると思います。その中身につきましては、双方が協議をするということになっていきます。例えば昨今、先ほど議員がおっしゃられたとおり、口座振替の手数料を増やすなどの場合につきましては、他にいい条件のところがあれば、指定金の検討というものはしていかなきゃいけないというようには思っております。

○議長（若園五朗君） 広瀬武雄君。

○5番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりでございます。何らかの形で広域連合にプラスになり、法改正の中で金融機関が条件的にいい条件を出してくれれば、それはそれなりに検討の余地があると、こういう解釈でよろしいですね。ありがとうございます。

大分時間もたちましたので、私の通告に従います質問はこの2項目でございます。若干関連の部分も含めましての質問をさせていただきましたことをおわび申し上げたいと思いますが、いずれにいたしましても今後このままでいいということではなくて、何か変化を求めていくということに

考え方を改めていただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

- 議長（若園五朗君） 以上で、通告による質問は全て終了いたしました。よって、一般質問を終結いたします。



◎議案第1号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（若園五朗君） 日程第3、議案第1号 もとす広域連合第5期広域計画についてを議題といたします。

議案第1号については、総務介護常任委員会、療育医療衛生常任委員会及び老人福祉常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

- 総務介護常任委員長（松野藤四郎君） おはようございます。議席番号7番、松野でございます。

ただいま議題となりました議案第1号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告をします。

総務介護常任委員会は、2月9日午前8時57分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第1号につきましても、執行部より議案書及び附属資料に基づき、第5期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

その後、介護保険事業に係る施設整備等について、団塊の世代が75歳に達する2025年に向けてどのように考えているかとの質疑があり、執行部からは、もとす広域連合管内においては、特にリハビリテーション関係について指標では高い水準となっている。住民の方がそうした介護サービスを利用することにより、施設に入所しなくても引き続き自宅で暮らしていただけるよう事業を充実させていきたいとの答弁がありました。

次に、第4期広域計画の見直しを踏まえた上で第5期広域計画を策定したとの説明があったが、何を重点的に見直ししたのかとの質疑があり、執行部からは、総務介護の所管に属する部分は介護保険事業について、令和3年度から新たに開始する第8期介護保険事業計画の内容を踏まえた内容とした。その他、総務介護の所管以外で特に重点を置いて見直した部分は、大和園の運営の在り方や衛生施設の施設整備などについてであるとの答弁がありました。

次に、分収林について木材価格が低下している中で、どのようにして維持管理していくのかとの質疑があり、執行部からは、現状において木材を伐採し売却しても収益が見込めないため、今後も水源涵養や土砂流出防止などの防災上の観点により、森林機能の保全に重点を置きながら維持管理していきたい。なお森林機能を強化するには間伐が必要であるため、地権者とあらかじめ協議し、県の環境保全林整備事業を活用して間伐を実施したいと考えているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、大西徳三郎君。

○療育医療衛生常任委員長（大西徳三郎君） ただいま議題となりました議案第1号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、2月12日午前8時56分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催をいたしました。委員5名全員が出席したほか、若園議長も出席をいただき、また、議案説明のため戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第1号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づき第5期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

その後、衛生施設のし尿処理について、建設竣工時の設計値では西棟と東棟の合計処理能力は一日当たり140キロリットルであったのに対し、実際の処理量は一日当たり約170キロリットルであるため、処理能力の見直しをすとの説明であったが、その見直しはいつするのかとの質疑があり、執行部からは、処理能力の見直しについては、現在進めている基幹的設備改良事業による汚泥処理方法の変更とともに、事業が完了する令和3年度末までに県に対し変更の手続をする予定であるとの答弁がありました。

次に、汚泥焼却設備の廃止に伴い、汚水の中に含まれるごみであるし渣を西濃環境整備組合へ搬出し処分するとのことであるが、費用負担はどのくらいになるのかとの質疑があり、執行部からは、汚泥全部ではなく、その中に含まれるごみの一部のみであるため、量はさほど多くないと考える。費用については最終的には組織市町の負担となるが、まだ実際に発生する量が分からないため、それを確認できてからの積算となるとの答弁がありました。

次に、管内で発生したごみは管内で処分するという廃棄物処理法の大原則によれば、し渣と同じ一般廃棄物である脱水汚泥も西濃環境整備組合で

の焼却処分をすべきだと思うが、将来の見通しはいかがなものかとの質疑があり、執行部からは、し渣については量的に少ないが、脱水汚泥については発生する量が多く、現状の西濃環境整備組合での処理については課題がある。引き続き検討していきたいとの答弁がありました。また、その答弁に対し委員からは、脱水汚泥の処分について搬出先の自治体が恒久的に受け入れてくれるとは限らないし、運搬コストも高額である。今後管内において、処分できるよう前向きに検討していただきたいとの意見がありました。

次に、休日急患診療所について、新型コロナウイルス感染症対策について十分議論されたと思うが、住民の方にとって高い関心のある新型コロナウイルスという言葉が明記されていないのはなぜかとの質疑があり、執行部からは、検討の結果インフルエンザをはじめ新型コロナウイルスなどの感染症全般を含め、インフルエンザ等という表現を用いたとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、老人福祉常任委員長より協議結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第1号について、老人福祉常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

老人福祉常任委員会は、2月15日午前8時57分より本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、若園議長の出席をいただき、また、議案説明のため森副連合長、事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

初めに、議案第1号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づき、第5期広域計画の詳細について補足説明を受けました。

その後、特別養護老人ホームの看取り介護について、どれ程の金額的な加算があるのか。また、看取り介護の需要が高まっているとのことであるが、現状の件数と、今後どのような見通しを持っているかとの質疑があり、執行部からは、入居者が部屋を移り、ターミナルケアを受けられる状態となった日から最大で30日間金額が加算される。具体的には、亡くなられた当日は1万2,800円。亡くなられた前日及び前々日は6,800円ずつ。それ以前の日については一日当たり1,440円ずつである。なお、看取り介護の件数については季節によってばらつきがあるが、先月は2名、今月は1名である。先の見通しについては、あくまでも入居者ご本人及び家族の意思によるが、入居者が大和園で最期の時を安らかに迎えただけのよう

な体制を今後も続けていきたいとの答弁がありました。

次に、大和園の所在地は本巢市の災害危険区域内であるかどうかについての質疑があり、執行部からは、本巢市のハザードマップ上において、危険区域外の安全な場所に立地しており、避難所にも指定されているとの答弁がありました。

次に、今後、大きな地震が発生した場合などの災害対策について広域計画に記載されているかとの質疑があり、執行部からは、災害発生時には組織市町の災害対策に基づくため広域計画には記載していない。一方で、避難所に指定されていることから、定期的に避難訓練などは実施しているとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に対し、現在、大和園ではどのような対策を取っているかとの質疑があり、執行部からは、大和園アラートというものを独自に策定し、管内の感染状況、国や県の非常事態宣言の発令、医療機関の逼迫状況などを勘案し、警戒レベルを最低段階の1から最高段階の6まで設けている。現在は非常事態宣言が発令されていることから、レベル5まで引き上げて運用している。具体的な取組として、園内においては机の配置の見直し、人の移動の制限、職員の出勤時間の調整、園内会議の中止などを行い、密になることを防いでいる。また、入館制限として家族の面会も全面的に中止しているとの答弁がありました。

次に、特別養護老人ホームの夜勤について、職員が担当する入居者数は何名であるかとの質疑があり、執行部からは、5名の職員で116名の入居者を担当しているとの答弁がありました。その答弁を受け、委員からは、夜勤する職員の負担に鑑み、職員の適正配置をお願いしたいとの意見がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、まず議案第1号についての委員長協議結果の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第1号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第1号 もとす広域連合第5期広域計画については可決されました。



◎議案第2号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第4、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第2号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第2号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をします。

議案第2号につきましては、執行部より議案書及び附属資料に基づいて補足説明を受けました。

その後、今後の介護保険料の歳入及び介護給付費の歳出について、どのような見通しを持っているのかとの質疑があり、執行部からは、介護保険料の歳入については、令和元年度の滞納繰越分を除いた歳入決算額は18億8,000万円ほどであった。介護保険料の金額を今後3年間据置きとしたが、高齢者の人口が年々増えてきていることを鑑みると、右肩上がりになると予想している。また、介護給付費についても令和元年度の歳出決算額が70億円を超え、こちらも同様に右肩上がりになると予想しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等については、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第2号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第2号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第2号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第2号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第2号 もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第3号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第5、議案第3号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第3号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第3号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第3号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、本巢市から真正分庁舎の一角をお借りして、もとす広域連合の事務所として利用させていただいているが、利用料はどうなっているのかとの質疑があり、執行部からは、真正分庁舎全体の電気代、燃料代及び水道代の年間実績額に対して、利用面積と職員数で按分した金額を本巢市から請求していただき、年間にして100万円程度をお支払いしているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、大西徳三郎君。

○療育医療衛生常任委員長（大西徳三郎君） ただいま議題となりました議

案第3号について、療育医療衛生常任委員会により協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

初めに、議案第3号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、休日急患診療所において新型コロナウイルスのワクチン接種を行う予定はあるかとの質疑があり、執行部からは、現時点では接種を行う予定はないとの答弁がありました。

次に、休日急患診療所の医薬材料費の減額補正について、主に前年度の状況を踏まえて減額したとの説明であったが、今後は先々の状況をより正確に判断するために、医療機関、感染症の専門医及び県などの意見を踏まえた上で積算してはどうかとの意見がありました。

その後、質疑及び意見等につきまして、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） それでは、議案第3号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第3号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第3号 令和2年度もとす広域連合一般会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第4号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第6、議案第4号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第4号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第4号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第4号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、歳入の国庫支出金のうち介護保険保険者努力支援交付金とは何かとの質疑があり、執行部からは、国全体の予算について従来からある保険者機能強化推進交付金200億円に加え、より一層保険者の介護に関する取組が推進されるよう、本年度新たに200億円を上乗せするものとし、介護保険保険者努力支援交付金が創設された。交付金の具体的な流れとしては、管内2市1町が包括支援センター、介護給付適正化、介護予防などの事業に対して行った取組に対して国が評価を行い、評価に応じてもとす広域連合にまとめて交付されるものであるとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 議案第4号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第4号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第4号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第4号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第4号 令和2年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第5号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第7、議案第5号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

議案第5号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第5号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第5号につきましては、執行部より補正予算書及び附属資料に基づき、補正予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、職員の退職により人件費の補正が減額となっているが、欠員となった職員の採用状況はどうなっているのかと質疑があり、執行部からは、年度途中の募集であったため、人材がなかなか集まらず苦慮していたが、先月採用試験を行い、新たに4名の職員を採用することができたとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第5号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第5号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第5号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第5号を委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第5号 令和2年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第2号）については可決されました。



◎議案第6号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（若園五朗君） 日程第8、議案第6号 令和3年度もとす広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

議案第6号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会に協議をお願いしてありましたので、各常任委員長より協議結果の報告を求めます。

それでは、まず初めに総務介護常任委員長より協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

- 総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第6号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第6号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、総務介護の所管に属する新年度歳出予算のうち、新型コロナウイルス感染症対策として何を計上しているかとの質疑があり、執行部からは、本庁舎用のアルコール消毒液などとして、消耗品費を2万円程度計上しているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五朗君） 続きまして、療育医療衛生常任委員長より協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、大西徳三郎君。

- 療育医療衛生常任委員長（大西徳三郎君） ただいま議題となりました議案第6号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第6号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、幼児療育センターについて現在コロナ禍ではあるものの、職員の資質や専門性、指導力をより一層向上させるためにも、研修会や研究会への参加が必要であるため、今後も第5期広域計画の施策に沿って予算配慮をしていただきたいとの意見がありました。

その後の質疑及び意見につきましては、特に報告すべき内容のものはありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若園五朗君） それでは、議案第6号についての委員長協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第6号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第6号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席をお願いします。

起立全員であります。

よって、議案第6号 令和3年度もとす広域連合一般会計予算については可決されました。



◎議案第7号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第9、議案第7号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

議案第7号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、松野藤四郎君。

○総務介護常任委員長（松野藤四郎君） ただいま議題となりました議案第7号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第7号につきましては、執行部より予算書及び附属資料により、予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、保険給付費として高額な歳出予算が計上されているが、各介護サービス事業者からの膨大な量の給付費の請求に対して、支出する際のチェック体制はどうなっているかとの質疑があり、執行部からは、給付費を支払う前提として、利用者のケアプランに基づいた介護サービスが提供されている必要があるが、各サービス事業者は国民健康保険団体連合会を経由して介護サービス給付費を請求する。その際、ケアプランに基づいているかどうかを国保連がチェックを行い、ケアプランにない介護サービスの提供があった場合には、不突合により当広域連合が調査する。よって、循環的に滞りなくチェックができていると認識している。さらに現在では介護給付の適正化の取組の中で、ケアプランの内容自体が過剰な介護サービ

スとなっていないかなど、ケアプラン点検を行っているとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五郎君） 議案第7号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第7号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第7号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第7号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第7号 令和3年度もとす広域連合介護保険特別会計予算については可決されました。



◎議案第8号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若園五郎君） 日程第10、議案第8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算についてを議題といたします。

議案第8号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、若原敏郎君。

○老人福祉常任委員長（若原敏郎君） ただいま議題となりました議案第8号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第8号につきましては、執行部より予算書及び附属資料に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、養護老人ホームの入居者数がここ数年減ってきて

いるが、老人保護措置費負担金は以前と比べてどう推移しているかとの質疑があり、執行部からは、入居者数は減ってきているが、平成29年度に措置費の見直しを行ったため大幅な変動はなく、大和園全体として収支改善はされてきている。一方で、部屋が空いている状態であるので、空き部屋の有効活用については今後検討する予定であるとの答弁がありました。

次に、居宅介護サービス計画事業収入について、ケアマネジャーが4人から3人に減になったとの説明があったが、3人で業務が遂行できるのかとの質疑があり、執行部からは、現在病気休養の職員1名を除いた3名の職員で何とかやりくりをしている。今のところ地域の需要には対応できていると思うとの答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種について、予算を計上する必要はないかとの質疑があり、執行部からは、各市町の予算にて接種が行われるため、大和園としての予算計上は行っていないとの答弁がありました。

その後の質疑及び意見等につきましては、特に報告すべき内容のものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若園五朗君） 議案第8号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第8号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

委員長報告によりますと、議案第8号に対する委員会での審査結果は可決です。議案第8号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五朗君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号 令和3年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計予算については可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（若園五朗君） 日程第11、議案第9号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、本日、今定例会へ追加提出させていただきました議案の説明をさせていただきます。

議案第9号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

介護保険法及び老人福祉法の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議を賜り、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（若園五朗君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより暫時休憩いたします。

10時30分より全員協議会を第1委員会室において再開しますので、移動をお願いします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時55分

○議長（若園五朗君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議案第9号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第9号に対する質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若園五朗君） ご異議がないものと認めます。

よって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

議案第9号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若園五郎君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第9号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若園五郎君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号 もとす広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（若園五郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、令和3年第1回もとす広域連合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年 2月18日

議 長 若 園 五 朗

署 名 議 員

5 番 広 瀬 武 雄

12 番 大 西 徳 三 郎